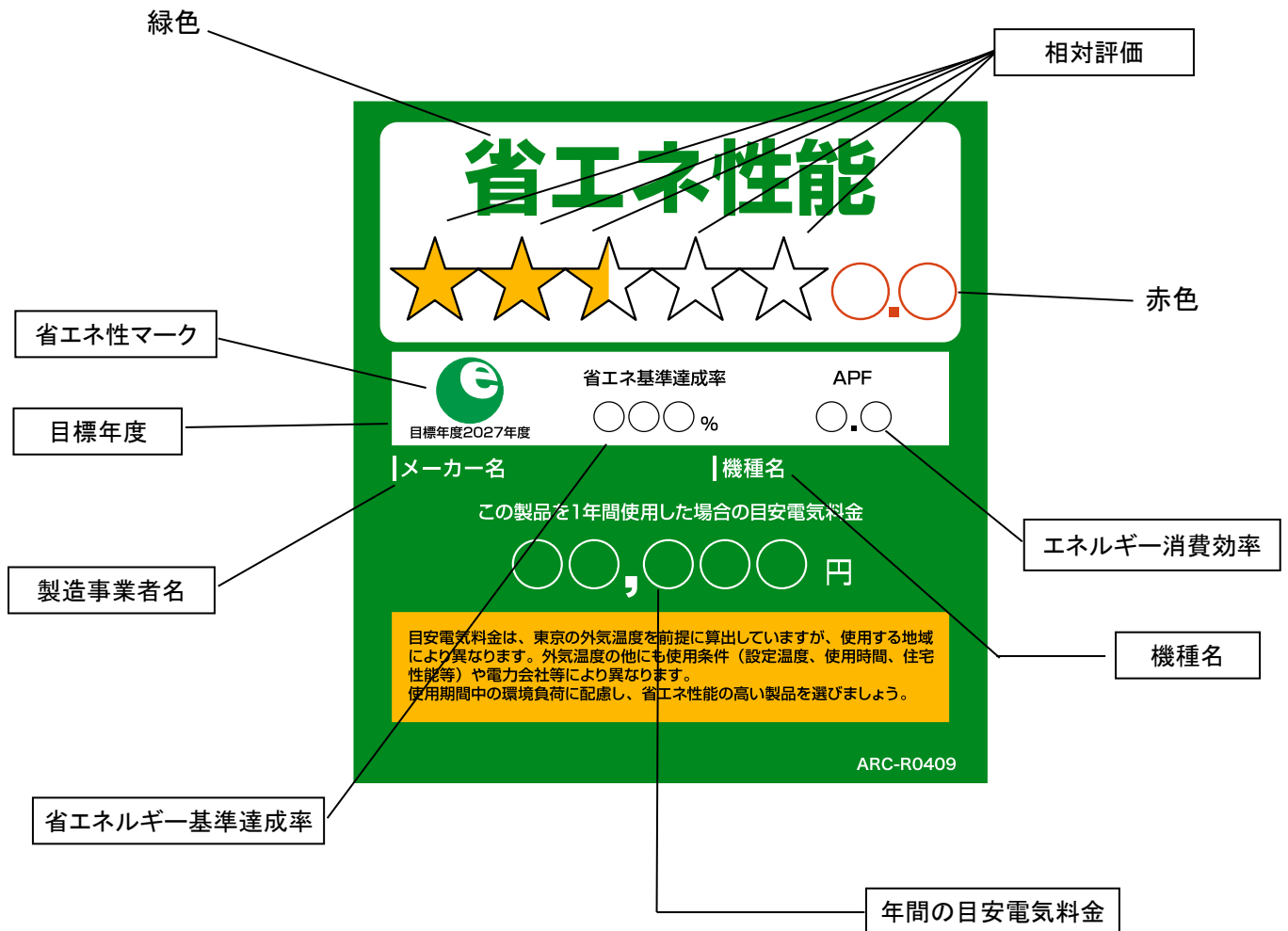


別記様式1



備考

- 1 背景色は緑色、背景色に掛かる文字は白抜き文字を原則とする。
- 2 特に指定のない部分の文字は黒色とする。
- 3 相対評価の小数点以下第1位が0から4までの場合は整数部分の星の数を黄色で表示し、その他の部分は白で表示する。相対評価の小数点以下第1位が5から9までの場合は整数部分の星の数に半星を加えたものを黄色で表示し、その他の部分は白で表示する。
- 4 省エネルギー基準達成率とは、規則第13条の7第2項第3号に定める百分率とする。
- 5 目標年度とは、規則第13条の7第2項第4号に定める年度とする。
- 6 年間の目安電気料金とは、規則第13条の7第2項第8号に定める電気料金とする。
- 7 印刷上の制約などから規定された色を使用することができない場合は、黒色を使用してもよい。

別記様式2



備考

- 1 背景色は緑色、背景色に掛かる文字は白抜き文字を原則とする。
- 2 特に指定のない部分の文字は黒色とする。
- 3 相対評価の小数点以下第1位が0から4までの場合は整数部分の星の数を黄色で表示し、その他の部分は白で表示する。相対評価の小数点以下第1位が5から9までの場合は整数部分の星の数に半星を加えたものを黄色で表示し、その他の部分は白で表示する。
- 4 省エネルギー基準達成率とは、規則第13条の7第2項第3号に定める百分率とする。
- 5 目標年度とは、規則第13条の7第2項第4号に定める年度とする。
- 6 年間の目安電気料金とは、規則第13条の7第2項第8号に定める電気料金とする。
- 7 印刷上の制約などから規定された色を使用することができない場合は、黒色を使用してもよい。

別記様式3



備考

- 1 背景色は緑色、背景色に掛かる文字は白抜き文字を原則とする。
- 2 特に指定のない部分の文字は黒色とする。
- 3 相対評価の小数点以下第1位が0から4までの場合は整数部分の星の数を黄色で表示し、その他の部分は白で表示する。相対評価の小数点以下第1位が5から9までの場合は整数部分の星の数に半星を加えたものを黄色で表示し、その他の部分は白で表示する。
- 4 省エネルギー基準達成率とは、規則第13条の7第2項第3号に定める百分率とする。
- 5 目標年度とは、規則第13条の7第2項第4号に定める年度とする。
- 6 年間の目安電気料金とは、規則第13条の7第2項第8号に定める電気料金とする。
- 7 印刷上の制約などから規定された色を使用することができない場合は、黒色を使用してもよい。